

令和6年第4回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月9日

紀の川市長 岸 本 健

議案第 92 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市粉河 4 6 7 番地 4

氏 名 おか い よ し き
岡 井 良 樹

昭和 52 年 8 月 25 日生

令和 6 年 12 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

岡井良樹君を紀の川市教育委員会委員に任命するため。

議案第 93 号

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、関係条例の一部を改正するため。

5

令和 年 月 日
 条例第 号

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第25条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u> 100分の122.5 </u> <u> </u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と <u> </u> する。 4・5 略 (勤勉手当) 第26条 略	(期末手当) 第25条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</u> 4・5 略 (勤勉手当) 第26条 略

改 正 前										改 正 後									
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500		定年前再任	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100		用短時間勤	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500		務職員以外	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900		の職員	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800			5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300			6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600			7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100			8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500			9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100			10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700			11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300			12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600			13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900			14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100			15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400			16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200			17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100			18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000			19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800			20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600			21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400			22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200			23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000			24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	

改正前									改正後								
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>		25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>		26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>		27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>		28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>		29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>		30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>		31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>		32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>		33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>		34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>		35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>		36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>		37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>		38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>		39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>		40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>		41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>		42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>		43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>		44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>		45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>		46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>		47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>		48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	

改 正 前									改 正 後								
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		

改 正 前								改 正 後							
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		295,900	343,600					94		299,400	347,400				
95		296,200	344,100					95		299,700	347,800				
96		296,600	344,500					96		300,100	348,200				

改 正 前								改 正 後							
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>					97		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>				
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					98		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>				
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>					99		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>				
100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>					100		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>				
101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>					101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>				
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>					102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>				
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>					103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>				
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>					104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>				
105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>					105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>				
106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>					106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>				
107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>					107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>				
108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>					108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>				
109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>					109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>				
110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>					110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>				
111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>					111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>				
112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>					112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>				
113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>					113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>				
114		<u>302,000</u>						114		<u>305,300</u>					
115		<u>302,300</u>						115		<u>305,600</u>					
116		<u>302,700</u>						116		<u>306,000</u>					
117		<u>302,900</u>						117		<u>306,200</u>					
118		<u>303,100</u>						118		<u>306,400</u>					
119		<u>303,400</u>						119		<u>306,700</u>					
120		<u>303,700</u>						120		<u>307,000</u>					

改 正 前									改 正 後								
		121		304, 100							121		307, 400				
		122		304, 300							122		307, 600				
		123		304, 600							123		307, 900				
		124		304, 900							124		308, 200				
		125		305, 200							125		308, 500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000			192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

備考 別表第1は、縮小して表示しています。

第2条 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第25条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122. 5、12月に支給する場合においては100分の127. 5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122. 5」とあるのは「100分の	(期末手当) 第25条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70

改 正 前	改 正 後
68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。 4・5 略 (勤勉手当) 第26条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額 に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25を乗じて得た額の総額 3～5 略	」 _____とする。 4・5 略 (勤勉手当) 第26条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額 に100分の105 _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 _____を乗じて得た額の総額 3～5 略

(紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年紀の川市条例第46号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(市長等の給与) 第2条 略 2～4 略 5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については<u>100分の170</u>とする。	(市長等の給与) 第2条 略 2～4 略 5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>とする。

第4条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(市長等の給与) 第2条 略 2～4 略 5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料	(市長等の給与) 第2条 略 2～4 略 5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料

改 正 前	改 正 後
の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、6月に支給する場合においては100分 の170、12月に支給する場合においては100分の175と する。	の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については100分の172.5 とする。

(紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）の一部を次のように改正する。なお、改正
部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(給与の特例) 第7条 略 2～4 略 5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条 第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第 28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管 理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職 員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職 にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮 して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等 に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項 の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「 100分の122.5」とあるのは「100分の170」と する。	(給与の特例) 第7条 略 2～4 略 5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条 第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第 28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管 理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職 員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職 にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮 して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等 に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項 の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「 100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「 100分の127.5」とあるのは「100分の175」とす る。

改 正 前	改 正 後																																																								
別表第1（第7条関係） <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td>380,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>427,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>477,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>539,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>615,000円</td></tr> </table> 別表第2（第8条関係） <table> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1級</td><td>162,100円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>196,200円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>234,000円</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>258,700円</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>290,300円</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>316,200円</td></tr> <tr> <td>7級</td><td>349,000円</td></tr> </table>	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	5	615,000円	職務の級	給料月額	1級	162,100円	2級	196,200円	3級	234,000円	4級	258,700円	5級	290,300円	6級	316,200円	7級	349,000円	別表第1（第7条関係） <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td>392,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000円</td></tr> </table> 別表第2（第8条関係） <table> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1級</td><td>183,500円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>220,000円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>253,200円</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>274,300円</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>303,200円</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>326,600円</td></tr> <tr> <td>7級</td><td>356,900円</td></tr> </table>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	職務の級	給料月額	1級	183,500円	2級	220,000円	3級	253,200円	4級	274,300円	5級	303,200円	6級	326,600円	7級	356,900円
号給	給料月額																																																								
1	380,000円																																																								
2	427,000円																																																								
3	477,000円																																																								
4	539,000円																																																								
5	615,000円																																																								
職務の級	給料月額																																																								
1級	162,100円																																																								
2級	196,200円																																																								
3級	234,000円																																																								
4級	258,700円																																																								
5級	290,300円																																																								
6級	316,200円																																																								
7級	349,000円																																																								
号給	給料月額																																																								
1	392,000円																																																								
2	440,000円																																																								
3	492,000円																																																								
4	555,000円																																																								
5	634,000円																																																								
職務の級	給料月額																																																								
1級	183,500円																																																								
2級	220,000円																																																								
3級	253,200円																																																								
4級	274,300円																																																								
5級	303,200円																																																								
6級	326,600円																																																								
7級	356,900円																																																								

（紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第6条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀の川市条例第42号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（期末手当の支給） 第7条 略	（期末手当の支給） 第7条 略

改 正 前	改 正 後
2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については<u>100分の225</u>とする。	2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>とする。

第7条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>とする。	(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については<u>100分の230</u>とする。

(紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後

改 正 前				改 正 後			
別表第1（第3条関係） 給料表				別表第1（第3条関係） 給料表			
(単位：円)				(単位：円)			
職務の級	1級	2級	3級	職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000	240,900	1	183,500	230,000	261,300
2	163,200	209,700	242,400	2	184,600	231,500	262,300
3	164,400	211,400	243,800	3	185,800	233,000	263,300
4	165,500	212,900	245,200	4	186,900	234,500	264,300
5	166,600	214,400	246,400	5	188,000	236,000	265,300
6	167,700	216,200	248,000	6	189,700	237,500	266,300
7	168,800	217,900	249,500	7	191,300	239,000	267,300
8	169,900	219,600	250,900	8	192,900	240,500	268,300
9	170,900	221,100	252,000	9	194,500	242,000	269,300
10	172,300	222,600	253,400	10	196,200	243,400	270,300
11	173,600	224,100	254,900	11	197,800	244,800	271,300
12	174,900	225,600	256,200	12	199,400	246,200	272,300
13	176,100	226,800	257,500	13	201,000	247,400	273,300
14	177,600	228,200	258,700	14	202,700	248,600	274,300
15	179,100	229,600	259,900	15	204,400	249,800	275,300
16	180,700	231,000	261,100	16	206,100	251,000	276,400
17	181,800	232,400	262,300	17	207,400	252,100	277,400
18	183,200	234,000	263,600	18	209,000	253,200	278,700

改 正 前				改 正 後			
19	184,600	235,500	264,900	19	210,600	254,300	280,000
20	186,000	236,900	266,200	20	212,100	255,400	281,200
21	187,300	238,100	267,600	21	213,600	256,400	282,500
22	189,600	239,700	269,100	22	215,200	257,400	283,800
23	191,800	241,200	270,700	23	216,800	258,400	285,000
24	194,000	242,600	272,200	24	218,400	259,400	286,200
25	196,200	243,600	273,800	25	220,000	260,400	287,300
26	197,900	245,100	275,500	26	221,700	261,300	288,500
27	199,400	246,400	277,100	27	223,000	262,200	289,800
28	200,900	247,600	278,700	28	224,300	263,100	291,100
29	202,400	248,700	280,300	29	225,600	263,900	292,400
30	203,800	249,700	281,800	30	226,700	264,700	293,400
31	205,200	250,600	283,300	31	227,800	265,500	294,400
32	206,600	251,500	284,800	32	228,900	266,300	295,500
33	208,000	252,400	285,900	33	230,000	267,000	296,600
34	209,300	253,300	287,500	34	231,100	267,800	297,800
35	210,600	254,100	289,000	35	232,200	268,600	298,900
36	211,900	254,900	290,500	36	233,300	269,300	300,100
37	213,200	255,600	291,900	37	234,400	270,000	301,300
38	214,400	256,700	293,500	38	235,400	270,800	302,600
39	215,600	257,900	295,100	39	236,400	271,600	303,900
40	216,700	259,000	296,700	40	237,300	272,300	305,200
41	217,800	260,200	298,200	41	238,200	273,000	306,500
42	218,900	261,400	299,800	42	239,100	273,800	307,800

改 正 前				改 正 後			
43	219,900	262,500	301,300	43	239,900	274,600	309,100
44	220,900	263,600	302,800	44	240,700	275,300	310,400
45	221,800	264,700	304,400	45	241,400	276,000	311,700
46	222,700	265,800	306,000	46	242,000	276,700	313,000
47	223,600	266,900	307,600	47	242,600	277,400	314,300
48	224,500	267,900	309,100	48	243,200	278,100	315,400
49	225,400	268,900	310,000	49	243,800	278,800	316,300
50	226,300	269,900	311,500	50	244,400	279,500	317,600
51	227,200	270,900	313,000	51	245,000	280,200	318,900
52	228,100	271,800	314,600	52	245,500	280,900	320,200
53	228,900	272,700	316,200	53	246,000	281,500	321,400
54	229,800	273,600	317,800	54	246,400	282,200	322,700
55	230,700	274,500	319,300	55	246,700	282,800	323,900
56	231,500	275,400	320,800	56	247,000	283,500	325,100
57	231,800	276,300	322,200	57	247,300	284,100	326,400
58	232,600	277,200	323,400	58	247,600	284,800	327,500
59	233,300	278,100	324,500	59	247,900	285,400	328,600
60	233,900	279,000	325,600	60	248,200	286,100	329,700
61	234,500	280,000	326,300	61	248,500	286,700	330,400
62	235,200	281,000	327,200	62	248,800	287,400	331,300
63	235,800	281,900	328,000	63	249,100	288,000	332,000
64	236,300	282,800	328,800	64	249,400	288,500	332,800
65	236,800	283,300	329,600	65	249,700	289,000	333,600
66	237,300	284,000	330,000	66	250,000	289,600	334,000

改 正 前				改 正 後			
67	237,800	284,700	330,600	67	250,300	290,100	334,600
68	238,400	285,600	331,300	68	250,600	290,700	335,300
69	238,900	286,600	332,100	69	250,900	291,200	336,100
70	239,400	287,400	332,800	70	251,200	291,700	336,800
71	239,900	288,200	333,500	71	251,500	292,300	337,500
72	240,400	289,000	334,100	72	251,800	292,900	338,100
73	240,900	289,700	334,600	73	252,100	293,400	338,600
74	241,400	290,200	335,200	74	252,400	293,900	339,200
75	241,800	290,600	335,700	75	252,700	294,300	339,700
76	242,300	291,000	336,300	76	253,000	294,600	340,300
77	242,800	291,200	336,600	77	253,300	294,800	340,600
78	243,300	291,500	337,100	78	253,600	295,100	341,100
79	243,800	291,700	337,500	79	253,900	295,300	341,500
80	244,300	292,000	337,900	80	254,200	295,600	341,900
81	244,700	292,200	338,300	81	254,500	295,800	342,300
82	245,200	292,400	338,800	82	254,800	296,000	342,800
83	245,600	292,700	339,300	83	255,100	296,300	343,300
84	246,000	292,900	339,800	84	255,400	296,500	343,800
85	246,400	293,200	340,100	85	255,700	296,800	344,100
86	246,800	293,500	340,500	86	256,000	297,100	344,500
87	247,200	293,800	341,000	87	256,300	297,400	344,900
88	247,600	294,100	341,400	88	256,600	297,700	345,300
89	248,000	294,400	341,700	89	256,900	298,000	345,600
90	248,500	294,800	342,100	90	257,200	298,300	346,000

改 正 前					改 正 後				
	91	248,800	295,100	342,600		91	257,500	298,600	346,400
	92	249,100	295,500	343,000		92	257,800	299,000	346,800
	93	249,400	295,700	343,200		93	258,100	299,200	347,000
	94		295,900	343,600		94		299,400	347,400
	95		296,200	344,100		95		299,700	347,800
	96		296,600	344,500		96		300,100	348,200
	97		296,800	344,700		97		300,300	348,400
	98		297,100	345,100		98		300,600	348,800
	99		297,500	345,500		99		301,000	349,200
	100		297,900	345,800		100		301,400	349,500
	101		298,100	346,100		101		301,600	349,800
	102		298,400	346,500		102		301,900	350,200
	103		298,800	346,900		103		302,200	350,600
	104		299,100	347,300		104		302,500	351,000
	105		299,300	347,800		105		302,700	351,500
	106		299,600	348,200		106		303,000	351,900
	107		300,000	348,600		107		303,300	352,300
	108		300,300	349,000		108		303,600	352,700
	109		300,500	349,500		109		303,800	353,200
	110		300,900	349,900		110		304,200	353,600
	111		301,300	350,200		111		304,600	353,900
	112		301,600	350,500		112		304,900	354,200
	113		301,800	351,000		113		305,100	354,700
	114		302,000			114		305,300	

改 正 前				改 正 後			
<u>1 1 5</u>		<u>3 0 2, 3 0 0</u>		<u>1 1 5</u>		<u>3 0 5, 6 0 0</u>	
<u>1 1 6</u>		<u>3 0 2, 7 0 0</u>		<u>1 1 6</u>		<u>3 0 6, 0 0 0</u>	
<u>1 1 7</u>		<u>3 0 2, 9 0 0</u>		<u>1 1 7</u>		<u>3 0 6, 2 0 0</u>	
<u>1 1 8</u>		<u>3 0 3, 1 0 0</u>		<u>1 1 8</u>		<u>3 0 6, 4 0 0</u>	
<u>1 1 9</u>		<u>3 0 3, 4 0 0</u>		<u>1 1 9</u>		<u>3 0 6, 7 0 0</u>	
<u>1 2 0</u>		<u>3 0 3, 7 0 0</u>		<u>1 2 0</u>		<u>3 0 7, 0 0 0</u>	
<u>1 2 1</u>		<u>3 0 4, 1 0 0</u>		<u>1 2 1</u>		<u>3 0 7, 4 0 0</u>	
<u>1 2 2</u>		<u>3 0 4, 3 0 0</u>		<u>1 2 2</u>		<u>3 0 7, 6 0 0</u>	
<u>1 2 3</u>		<u>3 0 4, 6 0 0</u>		<u>1 2 3</u>		<u>3 0 7, 9 0 0</u>	
<u>1 2 4</u>		<u>3 0 4, 9 0 0</u>		<u>1 2 4</u>		<u>3 0 8, 2 0 0</u>	
<u>1 2 5</u>		<u>3 0 5, 2 0 0</u>		<u>1 2 5</u>		<u>3 0 8, 5 0 0</u>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第7条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の紀の川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第8条の規定による改正後の紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与又は報酬の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の会計年度給与条例の規定を適用す

る場合においては、第1条の規定による改正前の紀の川市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第6条の規定による改正前の紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第8条の規定による改正前の紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は報酬は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の会計年度給与条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

議案第 9 4 号

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（平成 1 9 年紀の川市条例第 4 1 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 5 9 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（平成19年紀の川市条例第41号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（支給対象） 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな （1） 略 （2） 生計を同じくする配偶者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上の者 （3） 配偶者のない男子又は女子の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、その配偶者のない男子又は女子と生計を同じくするものの前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上の者 （4） 養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その養育者と生計を同じくするものの前年の所得が、<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上の者 （5） 孤児等の養育者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上の者	（支給対象） 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな （1） 略 （2） 生計を同じくする配偶者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上の者 （3） 配偶者のない男子又は女子の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、その配偶者のない男子又は女子と生計を同じくするものの前年の所得が、<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上の者 （4） 養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その養育者と生計を同じくするものの前年の所得が、<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上の者 （5） 孤児等の養育者の前年の所得が、<u>施行令第2条の4第6項</u>に規定する額以上の者

改正前	改正後
3 略	3 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 95 号

紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険税条例（平成 17 年紀の川市条例第 58 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

国民健康保険税の納期限を変更することについて、所要の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市国民健康保険税条例（平成１７年紀の川市条例第５８号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（納期） 第１２条 <u>普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</u> 第１期 <u>６月１５日から同月３０日まで</u> 第２期 <u>７月１日から同月３１日まで</u> 第３期 <u>８月１日から同月３１日まで</u> 第４期 <u>９月１日から同月３０日まで</u> 第５期 <u>１０月１日から同月３１日まで</u> 第６期 <u>１１月１日から同月３０日まで</u> 第７期 <u>１２月１日から同月２５日まで</u> 第８期 <u>１月１日から同月３１日まで</u> 第９期 <u>２月１日から同月末日まで</u> 第１０期 <u>３月１日から同月３１日まで</u> ２・３ 略	（納期） 第１２条 <u>普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</u> 第１期 <u>７月１５日から同月３１日まで</u> 第２期 <u>８月１日から同月３１日まで</u> 第３期 <u>９月１日から同月３０日まで</u> 第４期 <u>１０月１日から同月３１日まで</u> 第５期 <u>１１月１日から同月３０日まで</u> 第６期 <u>１２月１日から同月２５日まで</u> 第７期 <u>１月１日から同月３１日まで</u> 第８期 <u>２月１日から同月末日まで</u> 第９期 <u>３月１日から同月３１日まで</u> ２・３ 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 96 号

紀の川市児童館条例の廃止について

紀の川市児童館条例（平成 17 年紀の川市条例第 121 号）を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市児童館を廃止するため。

紀の川市児童館条例を廃止する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市児童館条例（平成17年紀の川市条例第121号）は、廃止する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 97 号

紀の川市農村改善センター条例等の廃止について

紀の川市農村改善センター条例等を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市農村改善センター等を廃止するため。

紀の川市農村改善センター条例等を廃止する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

次に掲げる条例は、廃止する。

- (１) 紀の川市農村改善センター条例（平成１７年紀の川市条例第１５４号）
- (２) 紀の川市農村環境改善センター条例（平成１７年紀の川市条例第１５５号）
- (３) 紀の川市地域集会施設条例（平成１７年紀の川市条例第１５６号）
- (４) 紀の川市細野生活改善センター条例（平成１７年紀の川市条例第１５７号）

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 98 号

紀の川市観光自動車駐車場条例の一部改正について

紀の川市観光自動車駐車場条例（平成 17 年紀の川市条例第 170 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市観光自動車駐車場の駐車場使用料の改定を行うため。

紀の川市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市観光自動車駐車場条例（平成17年紀の川市条例第170号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後								
<u>（使用料）</u> 第3条 <u>駐車場に駐車しようとする者は、次に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した使用料を納付しなければならない。ただし、算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>（1）大型観光自動車1回につき 1,429円</u> <u>（2）普通観光自動車1回につき 667円</u> <u>（3）普通自動車1回につき 477円</u> <u>（原状回復の義務）</u> 第9条 <u>駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。第5条の規定により利用の拒否の処分を受けたときも、同様とする。</u> 2 略	<u>（使用料）</u> 第3条 <u>駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の表に定める使用料（消費税及び地方消費税を含む。）を納付しなければならない。</u> <table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>使用料</u></th></tr><tr><td><u>普通乗用車・小型自動車・軽自動車</u></td><td><u>1回につき 500円</u></td></tr><tr><td><u>バス（乗車定員が11人以上29人以下のもの）</u></td><td><u>1回につき 1,000円</u></td></tr><tr><td><u>バス（乗車定員が30人以上のもの）</u></td><td><u>1回につき 2,000円</u></td></tr></table> <u>（原状回復の義務）</u> 第9条 <u>利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。第5条の規定により利用の拒否の処分を受けたときも、同様とする。</u> 2 略	<u>区分</u>	<u>使用料</u>	<u>普通乗用車・小型自動車・軽自動車</u>	<u>1回につき 500円</u>	<u>バス（乗車定員が11人以上29人以下のもの）</u>	<u>1回につき 1,000円</u>	<u>バス（乗車定員が30人以上のもの）</u>	<u>1回につき 2,000円</u>
<u>区分</u>	<u>使用料</u>								
<u>普通乗用車・小型自動車・軽自動車</u>	<u>1回につき 500円</u>								
<u>バス（乗車定員が11人以上29人以下のもの）</u>	<u>1回につき 1,000円</u>								
<u>バス（乗車定員が30人以上のもの）</u>	<u>1回につき 2,000円</u>								

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 99 号

紀の川市公共下水道条例の一部改正について

紀の川市公共下水道条例（平成 20 年紀の川市条例第 30 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市公共下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市公共下水道条例（平成２０年紀の川市条例第３０号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（特定事業場からの下水の排除の制限） 第１１条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第１２条の２第３項及び第５項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 （１）～（７） 略 （８）前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第３条の規定に基づく排水基準等を定める条例（昭和４７年和歌山県条例第３３号。以下「県条例」という。）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められている場合（第３号に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）にあっては、当該排水基準に係る数値とする。 ２ 略 （除害施設の設置等） 第１２条 法第１２条の１１第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第１２条の２第１項又は第５項の規定によ	（特定事業場からの下水の排除の制限） 第１１条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第１２条の２第３項及び第５項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。 （１）～（７） 略 （８）前各号に掲げる物質又は項目以外のもので水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第３条の規定に基づく排水基準等を定める条例（昭和４７年和歌山県条例第３３号。以下「県条例」という。）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められている場合（第３号に類似する項目及び大腸菌数を除く。）にあっては、当該排水基準に係る数値とする。 ２ 略 （除害施設の設置等） 第１２条 法第１２条の１１第１項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第１２条の２第１項又は第５項の規定によ

改 正 前	改 正 後
り公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。 (1) ～ (9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので県条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められている場合（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）にあつては、当該排水基準に係る数値とする。 2 略	り公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。 (1) ～ (9) 略 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので県条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められている場合（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）にあつては、当該排水基準に係る数値とする。 2 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第100号

紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について

紀の川市下水道排水設備指定工事店条例（平成20年紀の川市条例第33号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

国におけるデジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）に基づき、所要の改正を行うため。

紀の川市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市下水道排水設備指定工事店条例（平成20年紀の川市条例第33号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（指定の要件） 第2条 市長は、次に掲げる要件に適合している者を指定工事店として指定するものとする。 （1）下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を1人以上<u>専属</u>していること。 （2）～（4） 略 2 略 （指定の申請） 第3条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1） 略 （2）法人の場合は、<u>商業登記簿謄本</u>、定款の写し及び役員に関する前号に定める書類	（指定の要件） 第2条 市長は、次に掲げる要件に適合している者を指定工事店として指定するものとする。 （1）下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を1人以上<u>選任</u>していること。 （2）～（4） 略 2 略 （指定の申請） 第3条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1） 略 （2）法人の場合は、<u>登記事項証明書</u>、定款の写し及び役員に関する前号に定める書類

改 正 前	改 正 後
(3) 略 (4) <u>専属する責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類</u> (5) 略 <u>(責任技術者の専属及び職務)</u> 第13条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、第10条第2項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>専属させ</u>なければならない。 _____ _____ 2 略	(3) 略 (4) <u>選任する責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類</u> (5) 略 <u>(責任技術者の選任及び職務)</u> 第13条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、第10条第2項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>選任し</u>なければならない。 <u>ただし、和歌山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u> 2 略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第101号

紀の川市教育集会所設置条例の廃止について

紀の川市教育集会所設置条例（平成17年紀の川市条例第98号）を別紙のとおり廃止するものとする。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市教育集会所を廃止するため。

紀の川市教育集会所設置条例を廃止する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市教育集会所設置条例（平成17年紀の川市条例第98号）は、廃止する。

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第102号

紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について

紀の川市コミュニティ施設条例（平成17年紀の川市条例第15号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

東大井教育集会所及び竜門児童館をコミュニティ施設に用途変更することに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市コミュニティ施設条例（平成１７年紀の川市条例第１５号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前			改 正 後		
(名称、位置及び施設の種類)			(名称、位置及び施設の種類)		
第２条 施設の名称、位置及び種類は、次表のとおりとする。			第２条 施設の名称、位置及び種類は、次表のとおりとする。		
名称	位置	施設の種類	名称	位置	施設の種類
丸栖コミュニティ施設	紀の川市貴志川町 丸栖６５８番地	コミュニティセンター 公園 <u>ゲートボール場</u>	丸栖コミュニティ施設	紀の川市貴志川町 丸栖６５８番地	コミュニティセンター 公園
東貴志コミュニティ施設	紀の川市貴志川町 岸小野１８０番地	コミュニティセンター 公園 <u>ゲートボール場</u> <u>テニスコート</u>	東貴志コミュニティ施設	紀の川市貴志川町 岸小野１８０番地	コミュニティセンター 公園
西貴志コミュニティ施設	紀の川市貴志川町 長山２４番地	コミュニティセンター 公園 <u>ゲートゴルフ場</u> 天文台	西貴志コミュニティ施設	紀の川市貴志川町 長山２４番地	コミュニティセンター 公園 天文台
略	略	略	略	略	略
ふれあいコミュニティ	略	略	ふれあいコミュニティ	略	略

改 正 前			改 正 後		
施設			施設		
			東大井コミュニティ施設	紀の川市東大井3 9 3 番地 3	コミュニティセンター
			竜門コミュニティ施設	紀の川市杉原2 5 番地	コミュニティセンター
(業務)			(業務)		
第4条 施設の業務は、コミュニティセンター（以下「センター」という。） <u>、公園、ゲートボール場、テニスコート、ゲートゴルフ場、天文台等の利用に関する業務とする。</u>			第4条 施設の業務は、コミュニティセンター_____ _____ _____ <u>、天文台等の利用に関する業務とする。</u>		
(利用許可)			(利用許可)		
第5条 施設を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、 <u>公園、ゲートボール場、テニスコート、ゲートゴルフ場、センター内の図書室、ヘルストロン</u> の利用は除く。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。			第5条 施設を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、 <u>公園並びにコミュニティセンター内の図書室及びヘルストロン</u> の利用は除く。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。		
2・3 略			2・3 略		
(使用料の減免)			(使用料の減免)		
第13条 管理者は、第5条第1項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。			第13条 管理者は、第5条第1項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。		
(1) 略			(1) 略		
(2) 公益のための講演、研修、 <u>諸会議その他諸行事、スポーツ活動</u> を行うとき。			(2) 公益のための講演、研修、 <u>スポーツ活動その他諸行事</u> __を行うとき。		

改正前	改正後
(3) 略	(3) 略

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第103号

紀の川市公民館条例の一部改正について

紀の川市公民館条例（平成17年紀の川市条例第97号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市公民館附属設備の入替えに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市公民館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市公民館条例（平成１７年紀の川市条例第９７号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（利用の制限） 第８条 略 ２ 略 ３ 教育委員会は、法第２３条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。 （１）公の秩序又は<u>善良な風俗</u>を乱すおそれがあるとき。 （２）～（６） 略 （入場の制限） 第１６条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公民館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 （１）公の秩序又は<u>善良な風俗</u>を乱すおそれがあると認める者 （２）・（３） 略 別表（第１０条関係） １ 紀の川市公民館使用料	（利用の制限） 第８条 略 ２ 略 ３ 教育委員会は、法第２３条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。 （１）公の秩序又は<u>善良の風俗</u>を乱すおそれがあるとき。 （２）～（６） 略 （入場の制限） 第１６条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公民館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 （１）公の秩序又は<u>善良の風俗</u>を乱すおそれがあると認める者 （２）・（３） 略 別表（第１０条関係） １ 紀の川市公民館使用料

改 正 前				改 正 後			
表 略				表 略			
備考 市外住居者（団体にあっては、その <u>事務所の所在地</u> ）の使用料は、 <u>10割増し</u> とす る。				備考 市外住居者（団体にあっては、その <u>所在地が市外であるも の</u> ）の使用料は、 <u>この表に定める額に2を乗じて得た額</u> とす る。			
2 紀の川市公民館附属設備使用料				2 紀の川市公民館附属設備使用料			
品名	単位	使用料 1回につき	備考	品名	単位	使用料 1回につき	備考
陶芸用電気釜（20kw）	略	略	略	陶芸用電気窯（20kw）	略	略	略
陶芸用電気釜（10kw）	略	略	略	陶芸用電気窯（10kw）	略	略	略
陶芸用電気釜（15kw）	1式	1,905円	略	陶芸用電気窯（8kw）	1式	1,143円	略
陶芸用電気釜（30kw）	略	略	略	陶芸用電気窯（30kw）	略	略	略

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第104号

令和6年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第105号

令和6年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第106号

令和6年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第107号

令和6年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第108号

令和6年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第109号

令和6年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第110号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、紀の川市道路線を別紙のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市場高関団地線	紀の川市桃山町市場 4 1 4 番 5 地先	
		紀の川市桃山町市場 4 1 4 番 2 地先	
2	下井阪西垣内団地 1 号線	紀の川市下井阪 8 4 番 5 地先	
		紀の川市下井阪 8 4 番 1 0 地先	
3	下井阪西垣内団地 2 号線	紀の川市下井阪 8 4 番 6 地先	
		紀の川市下井阪 8 4 番 1 7 地先	
4	下井阪西垣内団地 3 号線	紀の川市下井阪 8 4 番 1 9 地先	
		紀の川市下井阪 9 6 番 3 地先	
5	打田楽池団地 2 号線	紀の川市打田 1 1 0 3 番 5 地先	
		紀の川市打田 1 1 8 0 番 7 地先	
6	打田楽池団地 3 号線	紀の川市打田 1 1 8 0 番 5 地先	
		紀の川市打田 1 1 8 0 番 6 地先	

議案第 1 1 1 号

和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する 協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務に、森林環境税に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務を加え、和歌山地方税回収機構規約（平成 1 8 年和歌山地方税回収機構規約第 1 号）の一部を別紙のとおり変更することに関し、関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

森林環境税の創設に伴い、和歌山地方税回収機構が、森林環境税に係る滞納処分等を行うため、共同処理する事務及び規約を変更することについて、関係地方公共団体の協議を経て和歌山県知事の許可を受けるため。

和歌山地方税回収機構規約の一部を改正する規約

和歌山地方税回収機構規約（平成１８年和歌山地方税回収機構規約第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「地方税及び」を「地方税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）第７条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税並びに」に改める。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議案第112号

工事請負契約の締結について

令和6年11月13日紀の川市財務規則（平成17年紀の川市規則第39号）第108条の規定に基づき条件付一般競争入札に付した市営住宅建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 市営住宅建設工事 |
| 2. 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3. 契約の金額 | 金1,537,800,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県有田郡湯浅町湯浅2512
株式会社中井組
代表取締役 中井 崇義 |

令和6年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

市営住宅建設工事について、11月13日紀の川市本庁舎5階501会議室において5者による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求める。